

(1) 健康診断・健康相談

健康の維持には、日頃の予防が大切であることは言をまたない。本校では学生健康診断、健康相談、応急処置等のため保健室を設け、看護師が常時待機して疾病傷害に対する応急処置にあたっている。

(1) 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健法に基づいて毎年学年始めに実施しています。これは学生の健康状態を知り、学生の健康管理に資するとともに疾病の早期発見により適切な治療方法を指導し、学生の健康保持増進を図ることを目的としているため、学生は、全員受診するように義務づけられています。

(2) 健康相談

保健室では、希望時に内科、歯科医師及び看護師による健康相談を行っていますので大いに利用してください。

(2) 学 生 相 談

学生相談室では、相談員が学生の抱えている悩みや、修学・就職等についての相談に応じるため、カウンセラー等の協力を得ながら適切な助言と指導を行っています。どんな小さなことでもかまいません。一人で悩まず、大いに利用してください。

学生相談員：相談場所、相談員については掲示されます。

カウンセラー：毎週火曜日、相談室（保健室横）、14:00～18:00

(3) オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、各教員が履修相談等修学上の諸問題について、それぞれの研究室において学生の相談に応じるという制度です。各研究室前に都合の良い時間帯が掲示されています。教科に関する質問でもその他の相談でも結構です。気軽に来室してください。

（４）独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

本校では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しており、※学校の管理下における傷害、疾病等に対する医療費の給付が保護者に対して行われます。授業中及びクラブ活動などで傷害を被ったときは直ちに学生・就学係（保健室）に届け出て手続きをしてください。なお、医療費等の給付の申請については、毎月１日までに学生・就学係（保健室）へ申請してください。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給付金
負 傷	負傷の原因である事故が※学校の管理下において発生し、かつ、療養に要した額 5,000 円以上のもの（自己負担額 1,500 円以上）	医療費 療養に要した費用の月額額の 4 割
疾 病	※学校の管理下の行為によるもののうち次のもの 1 学校給食等による食中毒 2 ガス等による中毒 3 日射病 4 溺水 5 異物の嚥下 6 ウルシ等による皮膚炎 7 外部衝撃による疾病 8 負傷による疾病	支給期間 初診時より 10 か年月
傷 害	※学校管理下の負傷及び上欄の傷害が治った後に残った傷害でその程度により 1 級から 14 級に区分される。	
死 亡	※学校管理下の事故による死亡（突然死を含む）及び上欄の疾病に直接起因することが明らかな死亡。	

※ 学校管理下の範囲について

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合（通常の経路を逸脱した場合又は中断した以降は管理下となりません）

○ その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

例えば→

- ・ 学校の寄宿舎にあるとき
- ・ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中

(5) 学生傷害補償制度

本校では、入学時に「独立行政法人国立高等専門学校機構学生傷害補償制度」に5年間補償の全員加入をしている。

補償制度の対象事故

- (1) 学校の教育計画に基づく学校管理下にある諸活動中の急激かつ偶然な事故によって被った傷害を対象とする。
- (2) 前項「学校管理下」とは次に掲げる場合をいう。
 - イ 学校の授業中（正規の教育活動のほか、特別教育活動を含む。以下同じ。）及び休憩時間中に学校にあるとき
 - ロ 学校の授業開始前または授業終了における在校中（その在校について校長が一般的に承認している場合に限る。）
 - ハ 学校の授業のため、学校または学校の指定する場所と被保険者の住所との往復の通常の経路中（通常の経路を逸脱した場合又は中断した以降は管理下となりません。）
 - ニ 学校等が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率して参加した場合に限る。）及び行事の場所と被保険者の住所との往復の通常の経路中
- (3) 見舞保険金
 - イ 死亡保険金
238.7万円………事故の日から180日以内にその傷害がもとで死亡した場合
 - ロ 後遺障害保険金
7.1万円～238.7万円…事故の日から180日以内にその傷害がもとで後遺症が残った場合（詳細は学生・就学係へ）
 - ハ 入院保険金
通院1日につき2,000円
入院1日につき3,000円
事故の日から、その傷害がもとで8日以降病院または診療所に通院・入院した場合、その初日から日数につき上記の金額が支払われます。（通院については実通院日数を基準にして支払われます。）
ただし、通院は事故日から180日以内の実通院日数90日を限度、入院は180日を限度とされています。また平常の生活又は業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては通院保険金は支払われま

せん。

- (4) 5年間を超えて本校に在学する者で、この制度を希望する者は学生・就学係（保健室）に申し出ること。
- (5) 他の保険制度と同様、自殺、自殺行為、犯罪行為等保険金が支払われない場合がありますので詳しくは、学生・就学係（保健室）に尋ねること。
- (6) 寮内での事故により被った傷害に対しては保険金は支払われない。